

クラブウグループにご勤務の皆さま
およびご家族の皆さまへ

団体割引
20%
適用

ケガと病気の保険のご案内

<団体総合生活補償保険／団体長期障害所得補償保険／学生・子ども総合保険>

団体総合生活補償保険(MS&AD型)はこんなときにお役に立ちます

病気



病気の治療のため
手術を受けた



病気の治療のため
放射線治療を受けた

ケガ



スキー中に転んで
ケガをした



地震で避難の
際にケガをした

日常生活賠償



自転車で他人にぶつかり
ケガをさせてしまった

NEW 先進医療費用 保険金補償



病気の治療のため
先進医療を受けた

NEW 所得補償



病気で入院し、
働けなくなった

NEW 三大疾病診断 保険金補償



がんと診断され
治療を開始した

親介護補償



親の介護が
必要になった

※ご加入されるコースによって補償内容は異なります。

加入申込票
提出締切日

2022
8/31 (水)

加入申込票提出先 各事業所の係の方までご提出ください。

保険料の払込方法 2022年12月給与から毎月引き去り

加入資格者

お申込人となれる方はクラブウグループ*の役員・従業員に限り、
※クラブウグループとは、倉敷紡績株式会社および倉敷紡績株式会社の関連会社・子会社です。

保険期間

2022年10月1日午後4時から2023年10月1日午後4時まで1年間

ケガと病気の保険(団体総合生活補償保険(MS&AD型))で被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲

クラブウグループの役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。
(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

別冊の「2022年度ケガと病気の保険 重要事項のご説明」とあわせてご確認のうえ、ご加入ください。

今年度変更点

01

基本補償の天災危険補償特約なしの「A・D・Eコース」は廃止となりました。廃止に伴い、天災危険補償ありの「AT・DT・ETコース」は「A・D・Eコース」に名称および補償内容を変更しました。
※詳細はパンフレットをご覧ください。

02

オプションに所得補償(Sコース)、先進医療費用保険金補償(Iコース)および三大疾病診断保険金補償(Tコース)を新設しました。

03

オプションの日常生活賠償の保険金額1億円「L1コース」・保険金額3億円「L3コース」を廃止し、保険金額3億円の「Lコース」に統合しました。

04

基本補償のBコースおよび学生・子ども総合保険に天災危険補償特約をセットしました。

例えば

団体総合生活補償保険(MS&AD型)は
こんなときにお役に立ちます!



お一人で複数のコースにご加入を希望される場合は、代理店・扱者までお問い合わせください。

○:補償されます
×:補償されません

コース名		病気・ケガのコース	病気のみコース	ケガのみコース	自転車利用者向けコース	親介護コース	
		A	C	D	E	P	
天災危険補償特約		あり	なし	あり	あり	なし	
基本補償	ケガ	自動車にはねられてケガをした 	○	×	○	○ ^{※1}	×
		自転車で転んでケガをした 	○	×	○	○ ^{※1}	×
		スキー中に転んでケガをした 	○	×	○	×	×
		地震にあいケガをした(天災危険補償特約) 	○	×	○	○ ^{※1} ○ ^{※2}	×
	病気	病気の治療のため手術を受けた 	○	○	×	×	×
		病気で入院し、放射線治療を受けた 	○	○	×	×	×
		病気の治療のため入院し、退院後、その病気治療のため通院した 	○	○	×	×	×
		病気の治療のため入院した 	○	○	×	×	×
	親介護補償	父親が階段で倒れ骨折し、立ち上がりや歩行に支えが必要となり要介護2と認定された 	×	×	×	×	○
	オプション	日常生活賠償	自転車搭乗中に過って他人にケガをさせてしまった 	○ ^{※3}	○ ^{※3}	○ ^{※3}	○ ^{※3}
先進医療費用保険金補償		病気やケガの治療のために先進医療を受けた 	○ ^{※3}	○ ^{※3}	×	×	×
所得補償		病気で入院し、働けなくなった 	○ ^{※3}	○ ^{※3}	○ ^{※3}	×	×
三大疾病診断保険金補償		がんと診断され、治療を開始した。または、脳卒中・急性心筋梗塞により治療のため入院を開始した 	○ ^{※3}	○ ^{※3}	×	×	×

※1 自転車利用者向けコースの対象となるケガは自転車事故に限られません。「交通事故」によるケガを補償します。なお、ケガによる通院は補償の対象外となります。
 ※2 「交通事故」によるケガに限ります。
 ※3 該当のオプションにご加入の場合のみ補償されます。
 ※4 被保険者ご本人の死亡・後遺障害は補償されます。

「ケガと病気の保険」の5つのメリット

保険料には
団体割引20%が
適用されています。
損害率による割増率は、
今年度は0%です。

入院保険金は、
1日目から
お支払いします。

通院も補償の
対象となります。
病気の通院は退院後に
通院した場合のみ。
通院が補償対象となる
コースについては
下表でご確認ください。

A,D,Eコースには
天災危険補償特約が
セットされていますので、
地震もしくは噴火または
これらを原因とする津波に
よるケガも補償の対象と
することができます。

生活サポートサービスを
セットしていますので、
健康・医療・介護などに
関するご相談や、税務・
暮らしのトラブルに関する
ご相談を通話料無料で
お受けできます。

※「別冊」重要事項のご説明P33参照

基本補償 病気・ケガ/病気のみ/ケガのみ/自転車利用者向けコース(本人型)

● 保険金額・保険料表

病気・ケガのコース	病気のみコース	ケガのみコース	自転車利用者向けコース*1
A あり	C なし	D あり	E あり

コース名		A	C	D	E	
天災危険補償特約		あり	なし	あり	あり	
病気	疾病入院保険金日額	1,000円	1,000円	病気の補償は ありません。	病気の補償は ありません。	
	疾病手術保険金	入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍				
	疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍				
	疾病通院保険金日額*2	1,000円	1,000円			
ケガ	傷害死亡・後遺障害 保険金額	150万円	ケガの補償は ありません。	150万円	300万円	
	傷害入院保険金日額	2,000円		2,000円	5,000円	
	傷害手術保険金	入院中の手術： 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術： 傷害入院保険金日額の5倍		入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍		
	傷害通院保険金日額	1,000円		1,000円		

加入限度口数	10口	3口
--------	-----	----

月払保険料(一口あたり)*3	10口	3口
生後15日～4才	710円	120円
5～9才	680円	90円
10～14才	640円	50円
15～19才	640円	50円
20～24才	670円	80円
25～29才	710円	120円
30～34才	740円	150円
35～39才	750円	160円
40～44才	760円	170円
45～49才	810円	220円
50～54才	900円	310円
55～59才	1,040円	450円
60～64才	1,240円	650円
65～69才	1,600円	1,010円
70～74才	2,110円	1,520円
75～79才	3,020円	2,430円
80～84才	4,290円	3,700円
85～89才	4,710円	4,120円

※1 自転車利用者向けコースの対象となるケガは自転車事故に限られません。「交通事故」によるケガを補償します。(交通事故危険のみ補償特約がセットされています。)
 ※2 病気による通院は病気で入院し、退院後にその病気の治療のため通院した場合のみ対象となります。(詳細は別冊「2022年度ケガと病気の保険 重要事項のご説明」でご確認ください。)
 ※3 年齢は保険始期(2022年10月1日)時点の満年齢でご確認ください。
 ● 病気・ケガのコース、病気のみコースに被保険者としてご加入いただける方は、保険期間の開始時点(2022年10月1日)で生後15日～満89才以下の方かつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
 ● お一人で複数のコースに加入される方は代理店・扱者までお問い合わせください。
 ● 同一の被保険者が複数の基本補償に同時に加入いただく場合、疾病入院保険金日額は30,000円以内(15才未満の方については20,000円以内)、疾病通院保険金日額は15,000円以内(15才未満および61才以上の方については10,000円以内)、傷害入院保険金日額は30,000円以内(15才未満の方については15,000円以内)、傷害通院保険金日額は20,000円以内(15才未満の方については10,000円以内)でご加入ください。

基本補償

Bコースご加入者のみ 天災危険補償特約付き



下記は既に参加いただいている方のみご継続いただけます。新規募集は行っておりませんので、ご了承ください。

●保険金額・保険料表 加入限度口数 7口

コース名	B
疾病入院保険金日額	750円
入院中の疾病手術保険金	15,000円
入院中以外の疾病手術保険金	3,750円
疾病放射線治療保険金	7,500円
傷害死亡・後遺障害保険金額	129.8万円
傷害入院保険金日額	1,700円
入院中の傷害手術保険金	17,000円
入院中以外の傷害手術保険金	8,500円
傷害通院保険金日額	1,100円

生後 15日 ~	年齢	月払保険料 (一口あたり)
4才	4才	650円
5才	5才 ~ 9才	630円
10才	10才 ~ 14才	600円
15才	15才 ~ 19才	600円
20才	20才 ~ 24才	620円
25才	25才 ~ 29才	650円
30才	30才 ~ 34才	680円
35才	35才 ~ 39才	680円
40才	40才 ~ 44才	680円
45才	45才 ~ 49才	710円
50才	50才 ~ 54才	770円
55才	55才 ~ 59才	850円
60才	60才 ~ 64才	990円
65才	65才 ~ 69才	1,220円
70才	70才 ~ 74才	1,530円
75才	75才 ~ 79才	2,120円
80才	80才 ~ 84才	2,980円
85才	85才 ~ 89才	3,260円

●被保険者(補償の対象者)本人^(*)となれる方の範囲は、クラブグループの役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。

(*)加入申込書の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●保険料は、保険期間の開始時点(2022年10月1日)の満年齢で決まります。翌年度継続時には継続時の満年齢による保険料となり、年齢区分が変わる場合には保険料が変更となります。

●Bコースに参加いただける方は、本コースを継続される方かつ、保険期間の開始時点(2022年10月1日)で生後15日~満89才以下の方に限ります。

オプション

●オプションのみのご加入はできません。必ず2~3ページの基本補償のいずれかと組み合わせてご加入ください。

日常生活賠償 ★A、B、C、D、Eのいずれかにお申込みの方

●保険金額・保険料表 加入限度口数 1口

コース名	L
日常生活賠償保険金額	3億円
月払保険料	130円

例えば
こんなときにお役に立ちます



自転車搭乗中に過って
他人にケガをさせてしまい、
法律上の損害賠償責任を
負ってしまった

NEW

先進医療費用保険金補償 ★A、Cのいずれかにお申込みの方

●保険金額・保険料表 加入限度口数 1口

コース名	I
先進医療費用保険金額	1,000万円
月払保険料	60円

例えば
こんなときにお役に立ちます



病気やケガの治療のために
国内で先進医療を受けた

NEW

所得補償 ★A、C、Dのいずれかにお申込みの方

天災危険補償特約付き

●保険金額・保険料表 加入限度口数 10口 ■骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)が自動セットされています。

コース名	S
てん補期間	1年
免責期間	7日
所得補償保険金額(月額)	5万円

年齢	月払保険料 (一口あたり)
20~24才	340円
25~29才	380円
30~34才	470円
35~39才	580円
40~44才	710円
45~49才	860円
50~54才	990円
55~59才	1,050円

例えば
こんなとき
お役に立ちます



病気で入院し、
働けなくなった

●被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の50%以下であることをご確認のうえ、ご加入ください。(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

※年齢は、2022年10月1日時点の満年齢でご加入ください。

三大疾病診断保険金補償

★A、Cのいずれかにお申込みの方

●保険金額・保険料表 加入限度口数 5口

コース名

T

（一口あたり）

三大疾病診断保険金額

50万円

月払保険料（一口あたり）

生後15日～4才	30円	45～49才	600円
5～9才	30円	50～54才	740円
10～14才	30円	55～59才	1,170円
15～19才	30円	60～64才	2,240円
20～24才	40円	65～69才	2,990円
25～29才	100円	70～74才	3,810円
30～34才	180円	75～79才	3,970円
35～39才	270円	80～84才	2,210円
40～44才	400円	85～89才	1,460円

※年令は、2022年10月1日時点の満年令でご加入ください。

例えば
こんなときに
お役に立ちます

保険期間中に
がんと診断され、
治療を開始した。

●オプション特約の被保険者の範囲は、下記記載の「被保険者（補償の対象者）」の範囲をご参照ください。

●オプション（三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約を除く）をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

基本補償

親介護コース

●保険金額・保険料表 加入限度口数 5口

コース名

P

補償対象

本人
（被保険者）親御さま
（特約被保険者）

月払保険料（一口あたり）

保険金額（一口あたり）	傷害死亡・後遺障害 保険金額	100万円	—
	親介護一時金額 （親御さまおひとりあたり）	—	100万円

親御さまの年令

20～44才	10円	65～69才	530円
45～49才	20円	70～74才	1,210円
50～54才	40円	75～79才	2,690円
55～59才	100円	80～84才	6,950円
60～64才	230円	85～89才	14,040円

※親御さまの年令は、2022年10月1日時点の満年令でご加入ください。

例えば
こんなときに
お役に立ちます

父親が骨折し、
要介護状態が
30日を超えて継続した

●介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

●親介護コースの特約被保険者となる方は、保険期間の開始時点（2022年10月1日）で満20才以上満89才以下の方でかつ、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

●親介護コースの被保険者（補償の対象者）本人^(*)となる方の範囲は、クラブグループの役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。

（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●親介護コースの被保険者・特約被保険者の範囲は、下記記載の「被保険者（補償の対象者）」の範囲をご参照ください。

1 要介護状態[※]が30日を超えて継続した場合、親介護一時金額の全額を親御さまにお支払いします。
※公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定の効力が生じた状態または特約記載の状態をいいます。
（詳細は、別冊「2022年度ケガと病気の保険 重要事項のご説明」の「※印の用語のご説明」をご参照ください。）

2 親御さまは、このコースのみにご加入いただくことも可能です。

●親御さまは、別居・同居、血族・姻族を問いません。最大2名まで加入いただけます。

3 親御さまは、満89才までご加入いただけます。

●健康状態に関する質問にご回答いただけます。（基本補償にご加入の被保険者ご本人に代理でご署名いただきます。）

被保険者（補償の対象者）の範囲

日常生活賠償

加入申込票の被保険者欄に記載の方（本人）に加え、保険金支払事由発生時において次の関係の方が自動的に被保険者（補償の対象者）となります。

- 本人の配偶者
- 本人またはその配偶者と同居の親族^(注1)
- 本人またはその配偶者と別居の未婚^(注2)の子
- 本人およびa)からc)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方^(注3)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（注1）「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。（注2）「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。（注3）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

※同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生時におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

先進医療費用保険金補償

所得補償

三大疾病診断保険金補償

加入申込票の被保険者欄に記載の方（本人）1名が被保険者となります。

親介護コース

【傷害死亡・後遺障害】加入申込票の被保険者欄に記載の方（本人）1名が被保険者となります。

【親介護一時金】本人の親御さまのうち、この特約の被保険者として加入申込票の特約被保険者欄に記載の方で、次のすべてに該当する方が特約被保険者となります。

- 特約被保険者となる方
- ① 基本コースに加入される被保険者本人の親御さま（姻族を含みます。同居の有無は問いません。）
 - ② 保険始期日時点で、満20才以上満89才以下の方で、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方。

※上記のうち最大2名まで加入いただけます。その場合、2名は同口数でのご加入となります。

例

基本補償に加入される被保険者の親御さま（＝血族）	○
基本補償に加入される被保険者の配偶者の親御さま（＝姻族）	○

ゴルファー向け保険

団体総合生活補償保険



ゴルフ中の賠償責任、ケガ、用品の損傷、ホールインワン・アルバトロス費用を補償します。



- 被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、クラブウググループの役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。
- (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●保険金額・保険料表

加入限度口数 1口

コース名		G
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	400万円
	傷害入院保険金日額	6,000円
	傷害通院保険金日額	4,000円
	ゴルファー賠償責任保険金額	3,000万円
	ゴルフ用品補償保険金額	20万円
	ホールインワン・アルバトロス費用補償保険金額	30万円
月払保険料		500円



注意事項

原則として、セルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象にはなりません!

ホールインワン・アルバトロス費用について

同伴競技者、同伴キャディのほか、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティプレイヤー等のいずれかの目撃証明書がある場合に限りお支払いします。

セルフプレー時等キャディを同伴しない場合のお支払対象など詳細については、別冊「2022年度ケガと病気の保険重要事項のご説明」の「保険金をお支払いする場合」(10ページ)をご参照ください。

- 免責金額はありません。

- 保険期間中のゴルフ場敷地内におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガの治療のため、傷害入院保険金の支払対象期間中に手術を受けた場合、下記のとおり傷害手術保険金をお支払いします。

入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍

- ゴルファー賠償補償、ゴルフ用品補償およびホールインワン・アルバトロス費用補償については、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

学生・子ども総合保険



お子さまのさまざまな事故によるケガを補償します。扶養者の方がケガにより死亡されたり、重度の後遺障害になられた場合の育英費用もカバー!



●保険金額・保険料表

加入限度口数 5口

天災危険補償特約付き

コース名		K
保険金額(一口あたり)	死亡・後遺障害保険金額	25万円
	後遺障害保険金の追加支払倍数	5倍
	入院保険金日額	2,500円
	入院中の手術保険金	25,000円
	入院中以外の手術保険金	12,500円
	通院保険金日額	1,900円
	育英費用保険金額	380万円
月払保険料(一口あたり) ^(注)		880円

- 被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲は、クラブウググループの役員・従業員のお子さまのうち、下記の①・②のいずれかに該当する方です。

- ①保険期間の末日(2023年10月1日時点)において満22才以下の方

- ②学校教育法に定める以下の学校の学生・生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます。)

- ・大学
 - ・大学院
 - ・短期大学
 - ・高等学校
 - ・高等専門学校
 - ・特別支援学校の高等部
 - ・専修学校、各種学校
- (ただし、義務教育を修了した方などに限ります。)



- (*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

(注)左記は職種級別A(学生等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 育英費用補償については、補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

団体長期障害 所得補償保険

GLTD



長期間働けなくなることは、誰にでも起こる可能性があります。
そこで、団体長期障害所得補償保険（GLTD）をおすすめします。



- 被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、クラボウグループの役員・従業員で、保険期間の開始時点で満18才以上59才以下の方かつ、健康状況告知の結果、加入できると判定された方に限ります。
- （*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

●保険金額（支払基礎所得額）・保険料表

加入限度口数 4口 定額型

コース名	GL
1口あたりの保険金額（月額）	5万円
補償期間（てん補期間）	満60才に達した日 ^{※1} まで （3年に満たない場合は、3年）
免責期間	90日
精神障害補償特約付 （支払限度24か月）	妊娠に伴う身体障害補償特約付 ^{※2}

	男性	女性
18～19才	419円	319円
20～24才	419円	319円
25～29才	441円	445円
30～34才	530円	589円
35～39才	679円	834円
40～44才	930円	1,082円
45～49才	1,233円	1,407円
50～54才	1,402円	1,511円
55～59才	1,329円	1,293円

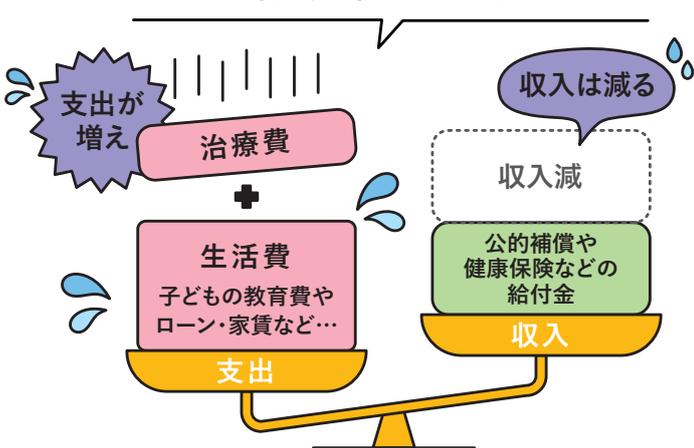
月払保険料（一口あたり）

※1 60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

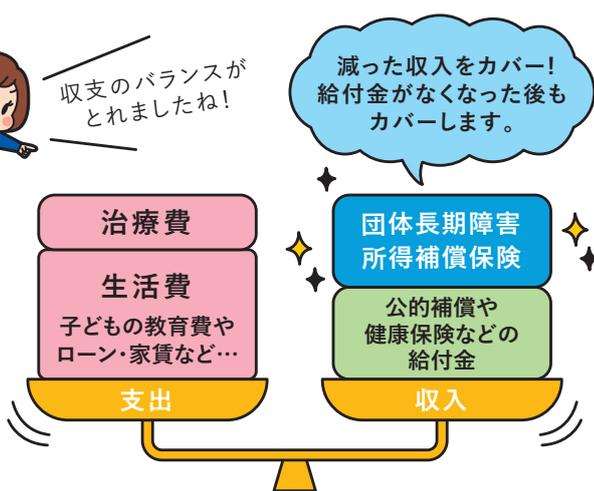
※2 現在、妊娠中の方については、妊娠に伴う身体障害補償特約をセットできません。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

●年齢は、2022年10月1日時点の満年齢でご加入ください。

ケガや病気で働けなくなったとき



団体長期障害所得補償保険がある場合



保険金のお支払例

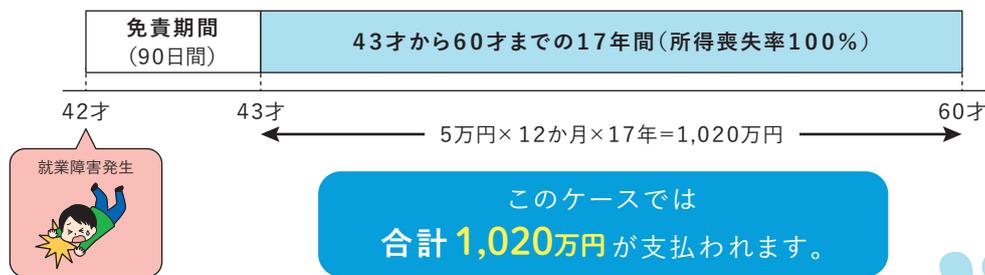
43才になる90日前に交通事故にあい、免責期間終了後も全く働けない状態が60才まで続いた場合

GLコースに1口加入の場合

てん補期間中における就業障害である期間1か月について、次の算式によって算出した額とします。

保険金算出の計算式

保険金額（支払基礎所得額）×
所得喪失率×
約定給付率（一律100%）



このケースでは
合計1,020万円が支払われます。

平均月間所得額[※]の50%以内で保険金額を設定してください。

- 団体長期障害所得補償保険に加入される方は合計の保険金額が平均月間所得の50%以内となるように設定してください。
- ※平均月間所得額とは、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の被保険者の所得の平均月間額をいいます。
- 保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

お申込方法

新しく加入される方

「加入申込票」の「新規に加入する」に○をし、記入・署名のうえ、加入申込票提出締切日までにご提出ください。

前年から加入されている方

01 前年とご加入内容に変更のない方：自動継続方式

前年から加入されている方(既加入者)は、ご加入内容に変更のない場合、「加入申込票」のご提出は不要です。

＜自動継続の取扱いについて＞前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)なお、学生・子ども総合保険については、始期日時時点で被保険者が22才以上の場合には自動継続とならないため、個別に加入内容のご確認をさせていただきます。ご了承ください。

01

02 ご加入内容の変更、被保険者の追加・削除をご希望の方

「加入申込票」の「内容を変更する」に○をし、変更内容を記入・署名のうえ、加入申込票提出締切日までにご提出ください。

02

03 継続されない方

加入申込票の「継続加入しない」に○をし、署名のうえ、加入申込票提出締切日までにご提出ください。

03

ご退職のお手続き(OB制度継続)

ご退職後も団体割引等が引き続き適用となり、継続して加入いただけます！

ご退職時には、別途お手続きが必要です。詳しくは代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

継続できます

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

- 病気・ケガのコース **A**
- 病気のみコース **C**
- ケガのみコース **D**
- 自転車利用者向けコース **E**

団体総合生活補償保険(ゴルファー向け保険) **G**

オプション 日常生活賠償 **L**

オプション 先進医療費用保険金補償 **I**

オプション 三大疾病診断保険金補償 **T**

※補償内容が一部異なる場合があります。

継続できません

団体総合生活補償保険(MS&AD型) **B**
※別のコースで新たにご加入ください。

団体長期障害所得補償保険(GLTD) **GL**

学生・子ども総合保険 **K**

親介護コース **P**

オプション 所得補償 **S**

ご連絡・お問い合わせ先

代理店・扱者

〒541-0056 大阪府中央区久太郎町2丁目4番31号クラボウ本社ビル3階
コウエイニハヤク

恒栄商事株式会社 **0120-581289** 通話料無料

TEL **06-6261-8219** / FAX **06-6261-8263**

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社